



# 島根県報

令和2年12月11日（金）

号外 第 152 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

家畜伝染病予防法第30条の規定による消毒の実施

（農 畜 産 課） 2

---

**告 示**

---

**島根県告示第736号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家きん飼養者に消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 実施の目的**

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため

**2 実施する区域**

県内全域

**3 実施の対象**

県内の家きん飼養施設

**4 実施の期日**

令和2年12月12日から同月31日まで

**5 消毒方法**

消石灰を鶏舎及び衛生管理区域の周囲に散布すること。

ただし、消石灰の散布が難しい場所等については、消石灰による消毒と同等の効果を有する消毒薬を用いること。